

令和4年8月23日

和光市子ども・子育て支援会議
会長様

和光市子ども・子育て支援会議
施設認可部会
部会長 五十嵐 裕子

令和4年度第1回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について（報告）

令和4年8月9日付けで当会議に付された事項について、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画及び市の子ども子育て支援行政の現状等を踏まえて審査した結果、次のとおり結論を得ましたので、報告します。

記

1 議題

小規模保育事業所における認可・確認の取り消しの承認について

2 審議結果（報告）

議題について、原案のとおり承認する。

【意見】

1 「過去三年間、こぐま保育室の損益計算書として和光市が受理してきたものは、令和元年度、令和2年度については利益が計上されていた。しかし、今回の債務超過となった要因を追及する中で、市が提供を受けてきた損益計算書は、本部経費差引き前の、資金収支を整理した資料にとどまり、実質的な経営状況を示す内容ではなかった」とありますが、年度毎の報告からは、見抜けないものなのでしょうか？

そうだとしたら、虚偽報告をしていたことになるのでしょうか。

もしくは本部経費は差し引かなくても問題ないものだったのでしょうか。

他事業ももつ団体に関しては、本部の損益計算書の提出は必要はなかったのでしょうか？

その間、約3年間保育されていた児がいたわけですが、大きな事故などが起きなくてよかったですものの、保育の質に関わる重大な問題になりかねないと思いました。

今後、このようなことが起きないようにするためにも、どのような予防策があるか、考えていくべきだと思いました。

2 和光市が受理した損益計算書の内容が適正でなかったようですが、法人決算書との整合性がなかったことは事前には把握できなかったということですね。

今回ることは他法人の各事業でも今後発生する可能性もあると考えると、事業の損益計算書と合わせて法人決算書の提出も必要な場合があるように思いました。

3 新たな受入先を確保できたことは何よりでしたが、環境の変化は子どもにも保護者にも大きな負担となります。今回は事業中止までに3か月以上の猶予期間が守られなかつたこと、市に提出されていた損益計算書が不適切であったこと等の経緯があったとのことで、難しいことは思いますが、今後同様のことが起こらないようより一層の留意が必要かと思いました。

【回答】

非営利型一般社団法人が行う保育事業については、法人税法上、非課税とされており、法人としては、保育事業に係る決算書の作成を行っておりません。

そのため、法人からは、明らかに保育事業に属する収入支出のみで数値を整理したものを持って市へ報告を行い、保育事業を含めた法人全体の事業運営に係る本部経費のうち、保育事業に相当する部分の金額の計上については、法人に按分の基準がなかったため、計上しなかったとの説明がありました。

和光市では、「和光市家庭的保育事業等認可等要綱」第10条第2項及び第11条第1項第3号により、社会福祉法人等以外の者に対して認可をするときは、毎会計年度終了後3月以内に家庭的保育事業等に係る事業報告書、収支計算書、損益計算書等の財務四表の提出を求めることができるとされています。

今後は一般社団法人に対し認可・確認を行う際は、上記の条件を必ず付すこととし、認可・確認のプロセスの中でのチェック体制を構築するとともに、指導検査においても決算書の提出を重点事項に定めることで、同様の事態が発生しないよう、一層注視してまいります。

以 上